

# 住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令	}	(イ) 第41条	}	}
		特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外		
		(a) 新築されたもの		
		(b) 建築後使用されたことのないもの		
		特定認定長期優良住宅		
		(c) 新築されたもの		
		(d) 建築後使用されたことのないもの		
		認定低炭素住宅		
		(e) 新築されたもの		
		(f) 建築後使用されたことのないもの		
(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)	}			
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの				
(b) (a) 以外				

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

真岡市長様

申請者 住所  
氏名

所在地	真岡市			
建築年月日	平成・令和	年	月	日
取得年月日	平成・令和	年	月	日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買	(2) 競落		
申請者の居住	(1) 入居済	(2) 入居予定		
床面積	1階	m <sup>2</sup>	1階以外	m <sup>2</sup>
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火		(2) 低層集合住宅	
工事費用の総額 (ロ) (a)の場合に記入)				円
売買価格 (ロ) (a)の場合に記入)				円

<備考>

- 1 { }の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、  
(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲み、  
(ロ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(イ)(b)、(d)又は(f)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。  
なお、(イ)(a)、(c)又は(e)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記(イ)(b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)を○印で囲んだ場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するもの○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、  
(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは(1)を○印で囲むこと。
- 7 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、  
租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 8 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

## 【添付書類】

### (イ)の場合

#### (a)新築されたもの

- ・確認済証及び検査済証
- ・登記事項証明書又は登記済証
- ・住民票の写し(申請者本人が当該家屋所在地に住民票の転入手続きを済ませていない場合は、入居年月日等を記載した申立書等)

#### (b)新築後使用されたことのないもの

- ・確認済証及び検査済証
- ・登記事項証明書、登記済証又は登記原因証明情報(所有権の登記のない家屋を除く)
- ・売買契約書、売渡証書(競落の場合は、代金納付期限通知書)
- ・建築後使用されたことのない証明書
- ・住民票の写し(申請者本人が当該家屋所在地に住民票の転入手続きを済ませていない場合は、入居年月日等を記載した申立書等)

#### (c)、(d)の特定認定長期優良住宅に該当する家屋の場合

- ・(a)又は(b)の書類に加え、下記の書類を添付ください。
- ・長期優良住宅普及促進法施行規則第1号様式による申請書の副本及び、第2号様式による認定通知書の写し

#### (e)、(f)の認定低炭素住宅に該当する家屋の場合

- ・(a)又は(b)の書類に加え、下記の書類を添付ください。
- ・都市低炭素化促進法施行規則第5号様式に基づく申請書の副本及び、第6号様式による認定通知書の写し

### (ロ)の場合

- ・登記事項証明書
- ・売買契約書、売渡証書(競落の場合は、代金納付期限通知書)
- ・住民票の写し(申請者本人が当該家屋所在地に住民票の転入手続きを済ませていない場合は、入居年月日等を記載した申立書等)
- ・昭和56年12月31日以前に建築された家屋については、建築士・指定確認検査機関・住宅瑕疵担保責任法人が発行した耐震基準を満たすことの証明書、または住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写し、または既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

#### (a)の第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で建物取引業者から取得した家屋の場合

- ・上記、(ロ)の場合の書類に加え、下記の書類を添付ください。
- ・増改築等工事証明書
- ・第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

# 住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋  $\left[ \begin{array}{c} \text{平成} \\ \text{令和} \end{array} \right.$  年 月 日  $\left. \begin{array}{c} \text{(ハ)新築} \\ \text{(ニ)取得} \end{array} \right\}$

が、この規定に該当するものである旨を証明します。

所有者(取得者)の住所	真岡市
所有者(取得者)の氏名	
家屋の所在地	真岡市
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日 真税証第 号

真岡市長

(注1){ } 中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。  
(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。